

保険者間における特定健康診査の情報照会 および提供の開始について

昨年10月20日より保険者間の特定健診(以下「特定健診」という。)にかかる情報照会および提供の利用が開始されました。

このことにより、特定健診の対象者である40歳以上75歳未満の組合員および被扶養者(以下「組合員等」という。)が、本組合に加入する以前に本組合とは別の保険者(以下「旧保険者」という。)に加入していた期間があった場合には、本組合と旧保険者間で当該情報照会および提供ができることとなりましたが、旧保険者期間にかかる特定健診の情報を本組合に提供することを希望しない場合には、組合員等からの申し出により保険者間における情報提供については、行わないこととなります。情報提供を希望されない方は本組合福祉課までご連絡ください。

